意見書

平成２０年６月２３日

総務省情報通信政策局
放送政策課　御中

郵便番号　１０５－０００４
(ふりがな)
とうきょうとみなとくしんばし
住所　東京都港区新橋４丁目２７番１号
(ふりがな)
ゆうげんせきにんちゅうかんほうじん　にほんこみゅにてぃほうそうきょうかい
有限責任中間法人　日本コミュニティ放送協会
(ふりがな)
だいひょうりじ　ささき　ゆうぞう
代表理事　佐々木　雄三

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」（案）に関し意見を提出します。

意見の対象となる箇所「第 2 章　実現する放送」、「第 3 章　周波数の割当て」に対して、全国のコミュニティ放送局の団体としての意見は、現在 200 局を超え、毎年 10 数局以上の新規開局が見られる現状では今回の意見書にあるデジタル新型コミュニティ放送局を検討することは難しいと考える。今回の VHF Low　(90～108MHz）にコミュニティ放送と地方ブロック向けのデジタル放送を想定しているが、受信端末の普及の目処がたたない今、検討するには困難な状況である。現在のアナログ周波数帯域（76～90MHz）の周波数の不足こそ問題と考える。本来、有限な資源である電波を有効利用するためには、VHF Low　(90～108MHz）のみならず現行のアナログ放送（76～90MHz）も含めた周波数の配置を再検討し、次世代のデジタル化の議論を十分に行った後に実現することが望ましい。コミュニティ放送局は全国に 217 局（平成 20 年 6 月現在）開局しているが、北海道、東北などの地方では町村合併等による面積の拡大のために、十分な放送エリアが確保できない地域も多い。また、首都圏（関東、近畿、東海）地方では旺盛な開局希望の自治体が多く存在する。これらの地域に電波を割り当てると、テレビのデジタル化で生じる、空き周波数は直ぐに不足に陥ることは必須である。結果、それ以外の地域では永久に放送局を開局することは不可能になる。これらの問題を解決するには、現行の放送法、特にコミュニティ放送に係わる法律の抜本的な改正の議論が必要になる。

また、これまで超短波放送（FM）からの電波によって、アナログテレビが混信することを避けるため、多くの地域で、ガードバンドとして 85MHｚ～90MHｚの割当が行われておらず、テレビを優先とする電波政策が行われてきました。

テレビのデジタル化に伴い、この周波数帯が開放されることを期待しておりますが、マルチメディア放送の置局に関する技術基準の策定の際には先発メディアの超短波放送（FM）が優先されるよう、配慮をお願いしたい。

コミュニティ放送の制度の創設より、15 年が経過し、当初想定されたコミュニティ放送局の役割は大きく変わり、新たなコミュニティ放送の役割は国民の社会生活において不可欠なものとなりつつある。特に災害大国であるわが国ではコミュニティ放送局の必要性は大きい。安心安全な社会を作るには全国的なメディアと地方のメディア、そして地域メディアの融合があってこそ、国民生活の安全は守られると考える。

ラジオのデジタル化の推進は必要と考えるが、現行のアナログ超短波放送は高齢化社会を迎える社会ではあと 10～20 年は必要となる。

結論として、コミュニティ放送局は早急なデジタル化を望まない。現行のアナログ放送の再編を含めた議論を開始し、コミュニティ放送、県域放送局などの業界、そして国民的な議論の後に十分な準備期間を経た後にデジタル化を推進することが望ましい。